# 御坊市の給与・定員管理等について

## １　総括

### （１）人件費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 住民基本台帳人口（R3年1月1日） | 歳　出　額 A | 実　質　収　支 | 人　件　費 B | 人　件　費　率 B／A | (参考) 31年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令　和 2年度 | 人 22,757 | 千円 16,321,416 | 千円 333,924 | 千円 2,647,424 | % 16.2 | % 17.7 |

### （２）職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 職員数 A | 給与費 給　料 | 職員手当 | 期末･勤勉手当 | 計　B | (参考)　一人当たり給与費 B/A | (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 令　和 2年度 | 人 271 | 千円 1,044,559 | 千円 114,408 | 千円 418,035 | 千円 1,577,002 | 千円 5,819 | 千円 5,825 |

（注）１　職員手当には退職手当を含まない。
２　職員数は、令和２年４月１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
３　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### （３）　ラスパイレス指数の状況

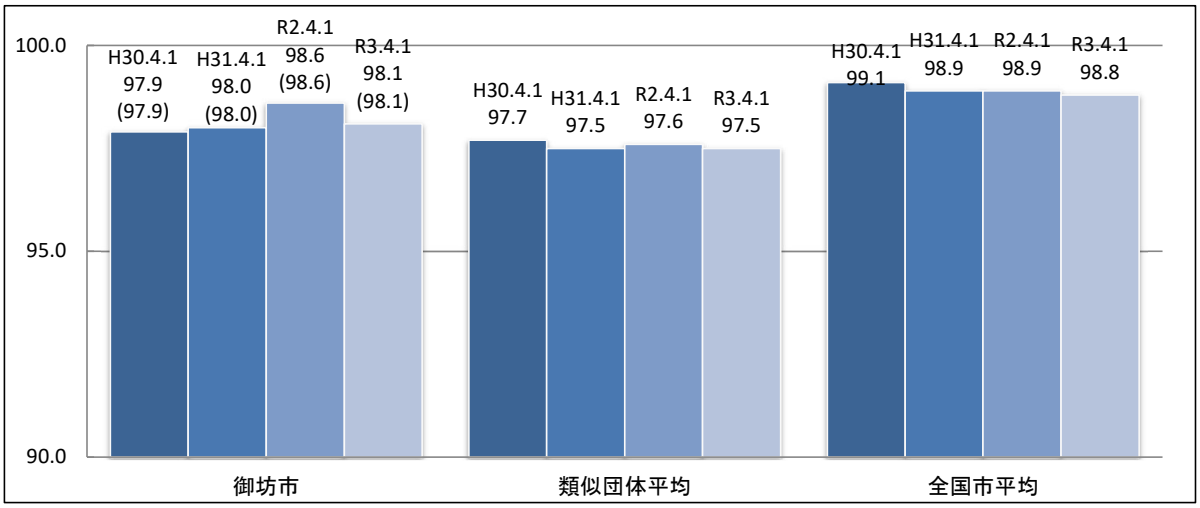


（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を１００として計算した指数。
２　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
３　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### （４）給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し　［　実施　］

（給料表の改定実施時期）　　平成27年4月1日
（内容）
一般職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、世代間の給与配分の見直しの観点から平均１．９％引下げ。
４０歳台や５０歳台前半層の昇給機会を確保するため、４級・５級に８号給を増設。
激変緩和のため、３年間（平成３０年３月３１日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成２７年４月１日実施）

## ２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

### （１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和３年４月１日現在）

①一般行政職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 御坊市 | 40.8　歳 | 304,800　円 | 363,155　円 | 327,626　円 |
| 和歌山県 | 43.2　歳 | 324,048　円 | 414,707　円 | 363,010　円 |
| 国 | 43.0　歳 | 325,827　円 | ― | 407,153　円 |
| 類似団体 | 42.3　歳 | 314,815　円 | 371,896　円 | 341,141　円 |

②技能労務職

| 区　分 | 公務員 | | | | | 民間 | | | 参考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額（A） | 平均給与月額（国比較ベース） | 対応する民間の類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額（B） | A／B |
| 御坊市 | 50.5　歳 | 13　人 | 365,500　円 | 384,669　円 | 378,746　円 | ― | ― | ― | ― |
| うち 学校校務員 | 48.9　歳 | 7　人 | 366,000　円 | 394,214　円 | 389,143　円 | 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者 | 50.3　歳 | 235,200　円 | 1.68 |
| うち 調理師 | 52.4　歳 | 6　人 | 365,000　円 | 373,650　円 | 366,667　円 | 飲食物調理従事者 | 44.3　歳 | 242,100　円 | 1.54 |
| 和歌山県 | 57.7　歳 | 26　人 | 329,235　円 | 352,636　円 | 345,645　円 | ― | ― | ― | ― |
| 国 | 50.9　歳 | 2,201　人 | 286,947　円 | ― | 328,603　円 | ― | ― | ― | ― |
| 類似団体 | 51.6　歳 | 14　人 | 314,011　円 | 338,441　円 | 326,411　円 | ― | ― | ― | ― |

| 区　分 | 参考 年収ベース（試算値）の比較 | | |
|---|---|---|---|
| | 公務員（C） | 民間（D） | C／D |
| 御坊市 | ― | ― | ― |
| うち 学校校務員 | 6,470,768　円 | 3,186,100　円 | 2.03 |
| うち 調理師 | 6,253,400　円 | 3,241,100　円 | 1.93 |

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30～令和2年の3ヵ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 御坊市 | 41.9　歳 | 305,267　円 | 359,595　円 |
| 和歌山県 | 40.2　歳 | 342,836　円 | 387,230　円 |
| 類似団体 | 40.0　歳 | 294,093　円 | 326,125　円 |

（注）１　「平均給料月額」とは、令和３年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### （２）職員の初任給の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | | 御坊市 | 和歌山県 | 国 |
|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大　学　卒 | 182,200　円 | 188,700　円 | 182,200　円 |
| | 高　校　卒 | 150,600　円 | 154,900　円 | 150,600　円 |
| 技能労務職 | 高　校　卒 | 150,600　円 | 152,700　円 | － |
| | 中　学　卒 | 146,100　円 | 139,900　円 | － |
| 消防職 | 大　学　卒 | 199,000　円 | － | － |
| | 高　校　卒 | 169,900　円 | － | － |

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　　分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 251,716　円 | 360,500　円 | 381,600　円 | 391,750　円 |
| | 高 校 卒 | －　円 | －　円 | －　円 | 391,300　円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | －　円 | －　円 | 362,900　円 | －　円 |
| | 中 学 卒 | －　円 | －　円 | －　円 | －　円 |
| 消防職 | 大 学 卒 | 264,850　円 | －　円 | －　円 | －　円 |
| | 高 校 卒 | －　円 | －　円 | －　円 | 393,700　円 |

## ３　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和３年４月１日現在）

| 区　分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 7 級 | 部 長 | 人<br>4 | %<br>2.25 | 円<br>362,900 | 円<br>444,900 |
| 6 級 | 課 長 | 人<br>25 | %<br>14.04 | 円<br>319,200 | 円<br>408,200 |
| 5 級 | 課長補佐 | 人<br>25 | %<br>14.04 | 円<br>289,700 | 円<br>393,000 |
| 4 級 | 係 長 ・ 主 任 | 人<br>28 | %<br>15.73 | 円<br>264,200 | 円<br>383,000 |
| 3 級 | 係 長 ・ 副主任 | 人<br>28 | %<br>15.73 | 円<br>231,500 | 円<br>350,000 |
| 2 級 | 主 査 | 人<br>27 | %<br>15.17 | 円<br>195,500 | 円<br>304,200 |
| 1 級 | 主 事 ・ 事務員 | 人<br>41 | %<br>23.04 | 円<br>146,100 | 円<br>247,600 |

（注）１　御坊市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

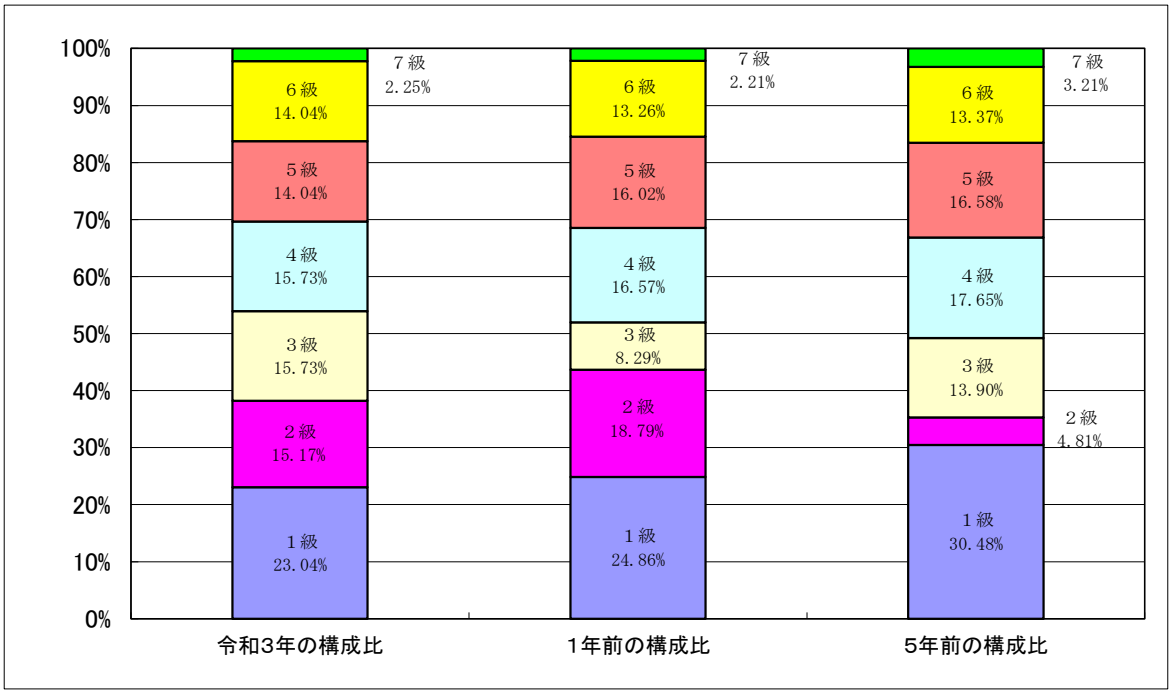

（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和３年４月１日現在）

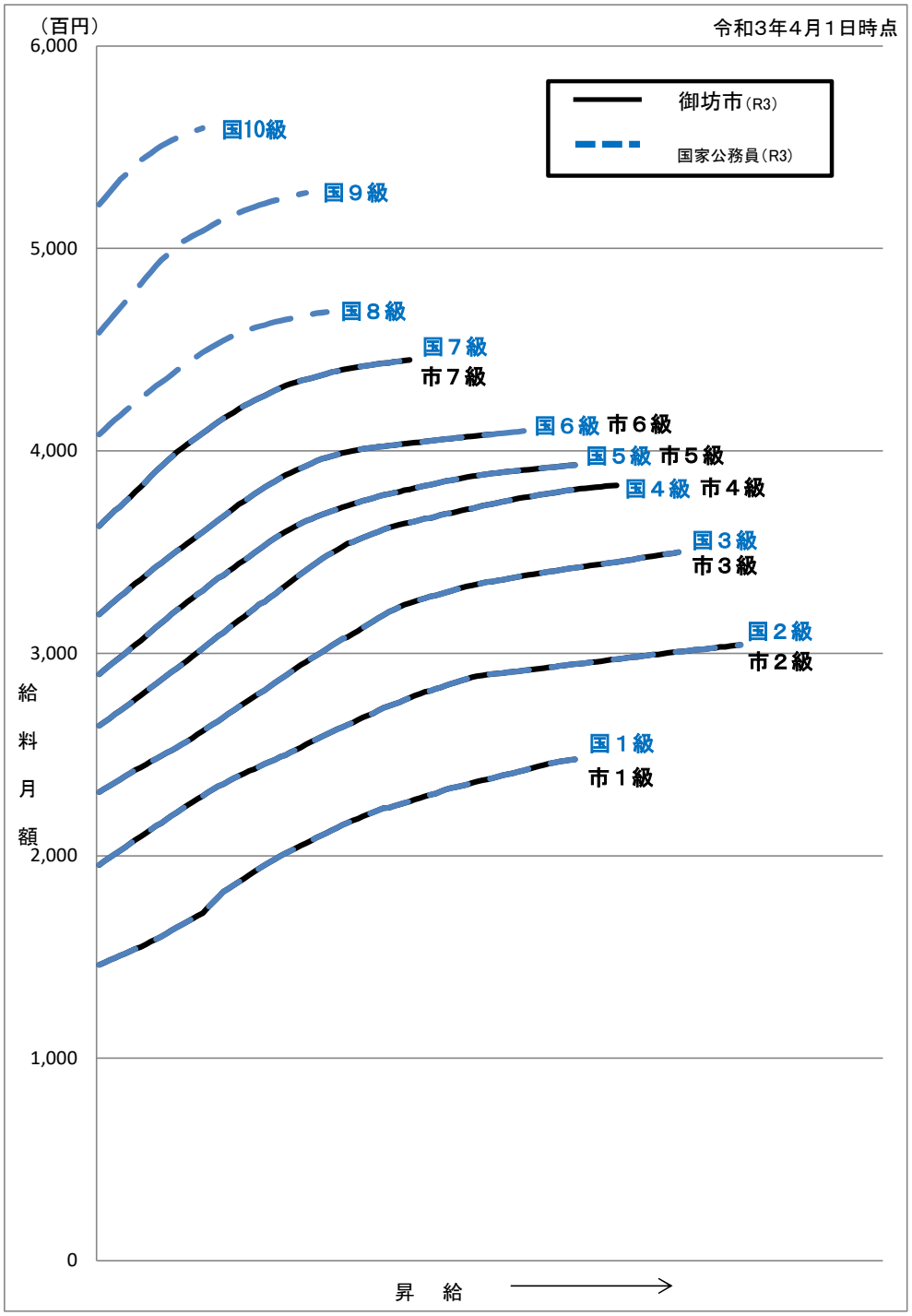


（３）昇給への人事評価の活用状況（御坊市）

| 令和2年4月2日から令和3年4月1日までにおける運用 | | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ　人事評価を活用している | | ○ | | ○ | |
| | 活用している昇給区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 | 昇給可能な区分 | 昇給実績がある区分 |
| | 上位、標準、下位の区分 | ○ | | ○ | ○ |
| | 上位、標準の区分 | | | | |
| | 標準、下位の区分 | | | | |
| | 標準の区分のみ（一律） | | ○ | | |
| ロ　人事評価を活用していない | | | | | |
| | 活用予定時期 | | | | |

## ４　職員の手当の状況

### （１）期末手当・勤勉手当

| 御坊市 | 和歌山県 | 国 |
|---|---|---|
| 1人当たり平均支給額(令和2年度)<br>1,423　千円 | 1人当たり平均支給額(令和2年度)<br>1,641 千円 | ― |
| (令和2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 | (令和2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 | (令和2年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.55　月分　1.90　月分<br>(　1.45　)月分　(　0.90　)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%　・管理職加算　10～20% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%　・管理職加算　10～25% |

（注）　(　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（御坊市）

| 令和2年度中における運用 | | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ　人事評価を活用している | | ○ | | ○ | |
| | 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| | 上位、標準、下位の成績率 | ○ | | ○ | ○ |
| | 上位、標準の成績率 | | | | |
| | 標準、下位の成績率 | | | | |
| | 標準の成績率のみ(一律) | | ○ | | |
| ロ　人事評価を活用していない | | | | | |
| | 活用予定時期 | | | | |

### （２）退職手当（令和３年４月１日現在）

| 御　坊　市 | | | 国 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875　月分 | 勤続20年 | 19.6695 月分 | 24.586875　月分 |
| 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075　月分 | 勤続25年 | 28.0395 月分 | 33.27075　月分 |
| 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709　月分 | 勤続35年 | 39.7575 月分 | 47.709　月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709　月分 | 最高限度額 | 47.709　月分 | 47.709　月分 |
| その他の加算措置 | | | その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） | | | 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%） | | |
| 1人当たり平均支給額　応募認定・定年　22,208　千円 | | | | | |

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

## （３）特殊勤務手当（令和３年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和2年度決算） | 1,341 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） | 25,788 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度） | 18.0 % |
| 手当の種類（手当数） | 6 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（令和2年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|---|
| 救命処置手当 | 救急救命士 | 搬送中に医師の指示により救命処置を行使した場合 | 585 千円 | 1件当たり5,000円 |
| 死体処理手当 | 福祉事務所において死体処理業務を命じられた職員 | 死体処理 | 2 千円 | 1件当たり2,400円 |
| 畜犬等死体処理手当 | 畜犬等死体処理を命じられた職員 | 畜犬等死体処理 | 638 千円 | 1件当たり1,000円 |
| 感染症防疫作業手当 | 感染症が発生した場合に保健所からの指示による消毒作業に従事した職員 | 感染症防疫作業 | 0 千円 | 1件当たり1,000円 |
| 新型コロナウイルス感染症防疫作業手当 | 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急措置に係る防疫作業に従事した職員 | 新型コロナウイルス感染症防疫作業 | 0 千円 | 1件当たり3,000円 |
| | 新型コロナウイルス感染症患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又は長時間にわたり接して行う作業に従事した職員 | 新型コロナウイルス感染症患者若しくはその疑いのある者の搬送業務 | 116 千円 | 1件当たり4,000円 |
| 防災航空隊勤務手当 | 防災航空隊に勤務する消防職員 | 防災航空隊勤務 | 0 千円 | 月額 30,000円 |

## （４）時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和2年度決算） | 43,979 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） | 192 千円 |
| 支給実績（平成31年度決算） | 56,671 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算） | 249 千円 |

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## （５）その他の手当（令和３年４月１日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績（令和2年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 1 配偶者 6,500円<br>2 子 10,000円<br>3 配偶者・子以外 6,500円<br>4 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 5,000円加算 | 同 | － | 40,065 千円 | 267,103 円 |
| 住居手当 | 借家・借間 最高28,000円 | 同 | － | 17,256 千円 | 287,605 円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者は最高55,000円<br>交通用具利用者は最高31,600円 | 同 | － | 12,952 千円 | 63,490 円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（距離制限60km以上） | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員<br>一般の宿日直4,200円<br>（5時間以下2,100円） | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給<br>1時間あたりの給与額×0.25×時間数 | 同 | － | 3,456 千円 | 88,613 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に支給 | 同 | － | 18,777 千円 | 391,190 円 |
| 管理職特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により週休日及び休日に勤務した場合、又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給<br>3時間以上 4,000円～7,000円<br>6時間超 6,000円～10,500円<br>週休日等以外の日 2,000～3,500円 | 同 | － | 150 千円 | 3,125 円 |

## ５　特別職の報酬等の状況（令和３年４月１日現在）

| 区分 | | 給料月額等 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | （参考）類似団体における最高／最低額 | |
| 給料 | 市区町村長 | 700,000 円<br>（ 780,000 円） | 950,000 円／ | 431,000 円 |
| | 副市町村長 | 680,000 円<br>（ － 円） | 780,000 円／ | 420,000 円 |
| 報酬 | 議長 | 427,800 円<br>（ 460,000 円） | 545,000 円／ | 230,000 円 |
| | 副議長 | 381,300 円<br>（ 410,000 円） | 474,000 円／ | 200,000 円 |
| | 議員 | 362,700 円<br>（ 390,000 円） | 442,000 円／ | 180,000 円 |
| 期末手当 | 市区町村長<br>副市町村長 | （令和2年度支給割合）<br>4.4 月分 | | |
| | 議長<br>副議長<br>議員 | （令和2年度支給割合）<br>4.45 月分 | | |
| 退職手当 | | （算定方式） | （1期の手当額） | （支給時期） |
| | 市区町村長 | 給料月額×50/100×在職月数 | 18,720千円 | 任期毎 |
| | 副市町村長 | 給料月額×30/100×在職月数 | 9,792千円 | 任期毎 |
| | 備考 | | | |

（注）１　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額である。
　　２　退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき、１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## ６　職員数の状況

### （１）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

| 部門 | | 区分 | 職員数 令和2年 | 職員数 令和3年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会 | 5 | 5 | 0 | |
| | | 総務 | 49 | 49 | 0 | |
| | | 税務 | 13 | 11 | △ 2 | 再任用短時間勤務職員の活用による減員 |
| | | 農林水産 | 16 | 15 | △ 1 | 課内事務分担の見直しによる減員 |
| | | 商工 | 7 | 7 | 0 | |
| | | 土木 | 21 | 20 | △ 1 | 都市建設課内事務分担見直しによる減員 |
| | | 民生 | 61 | 61 | 0 | |
| | | 衛生 | 13 | 14 | 1 | 再任用短時間勤務職員の退職に伴う新規採用 |
| | | 計 | 185 | 182 | △ 3 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 79.98 人<br>(類似団体の人口1万人当たり職員数 80.99 人) |
| | 教育部門 | | 45 | 44 | △ 1 | 再任用短時間勤務職員の活用による減員 |
| | 消防部門 | | 45 | 45 | 0 | |
| | 小計 | | 275 | 271 | △ 4 | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 119.08 人<br>(類似団体の人口1万人当たり職員数 104.30 人) |
| 公営企業等会計部門 | 水道 | | 14 | 14 | 0 | |
| | 下水道 | | 6 | 7 | 1 | 課内事務分担の見直しによる増員 |
| | その他 | | 19 | 18 | △ 1 | 育児休業職員の復職に伴う減員 |
| | 小計 | | 39 | 39 | 0 | |
| 合計 | | | 314<br>[ 382 ] | 310<br>[ 382 ] | △ 4<br>[ 0 ] | ＜参考＞<br>人口1万人当たり職員数 136.22 人 |

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　２　[　　]内は、条例定数の合計である。

（２）年齢別職員構成の状況（令和３年４月１日現在）

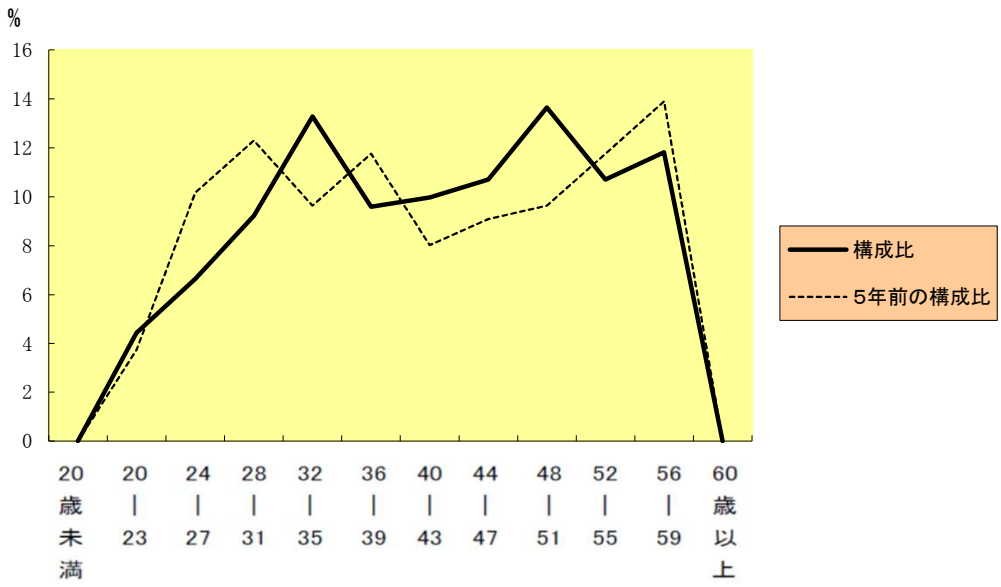


| 区　分 | 20歳未満 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 人<br>0 | 人<br>12 | 人<br>18 | 人<br>25 | 人<br>36 | 人<br>26 | 人<br>27 | 人<br>29 | 人<br>37 | 人<br>29 | 人<br>32 | 人<br>0 | 人<br>271 |

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

| 区　分<br>部　門　別 | 28年 | 29年 | 30年 | 31年 | 2年 | 3年 | 過去5年間の増減数(率) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 193 | 188 | 190 | 187 | 185 | 182 | -11 （　△ 5.7 ％） |
| 教育 | 45 | 46 | 48 | 48 | 45 | 44 | -1 （　△ 2.2 ％） |
| 消防 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 0 （　0.0 ％） |
| 普通会計計 | 283 | 279 | 283 | 280 | 275 | 271 | -12 （　△ 4.2 ％） |
| 公営企業等会計計 | 41 | 43 | 42 | 39 | 39 | 39 | -2 （　△ 4.9 ％） |
| 総合計 | 324 | 322 | 325 | 319 | 314 | 310 | -14 （　△ 4.3 ％） |

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7　公営企業職員の状況

### （1）水道事業

①職員給与費の状況

ア　決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める職員給与費比率 B／A | (参考)31年度の総費用に占める職員給与費比率 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年度 | 千円<br>390,229 | 千円<br>72,184 | 千円<br>78,430 | %<br>20.10 | %<br>19.05 |

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費 B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| 令和2年度 | 人<br>14 | 千円<br>52,481 | 千円<br>4,587 | 千円<br>21,362 | 千円<br>78,430 | 千円<br>5,602 |

| (参考)市町村平均一人当たり給与費 |
|---|
| 千円<br>6,045 |

（注）1　職員手当には退職給与金を含まない。
2　職員数については、令和３年３月３１日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、**会計年度任用職員を含まない。**
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和3年4月1日現在）

| 区分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---|---|---|---|
| 御坊市 | 40.8　歳 | 315,421　円 | 452,884　円 |
| 団体平均 | 45.3　歳 | 335,096　円 | 502,816　円 |

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

| 御坊市水道事業 | 水道事業団体平均 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額（令和2年度）<br>1,526　千円 | 1人当たり平均支給額（令和2年度）<br>1,480　千円 |
| （令和2年度支給割合）<br>期末手当　2.55　月分　（　1.45　）月分<br>勤勉手当　1.90　月分　（　0.90　）月分 | |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～15% | |

（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ　退職手当（令和3年4月1日現在）

| 御坊市水道事業 | 水道事業団体平均 |
|---|---|
| 普通会計で支出 | 16,310　千円 |

ウ　特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和2年度決算） | 0　千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） | 0　円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度） | 0.0　% |
| 手当の種類（手当数） | 0 |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 支給実績（2年度決算） | 左記職員に対する支給単価 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

**エ　時間外勤務手当**

| | |
|---|---|
| 支給実績（令和2年度決算） | 374 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） | 29 千円 |
| 支給実績（平成31年度決算） | 846 千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算） | 65 千円 |

（注）1　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

**オ　その他の手当（令和3年4月1日現在）**

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（令和2年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 扶養手当 | 1　配偶者　6,500円<br>2　子　10,000円<br>3　配偶者・子以外　6,500円<br>4　満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子　5,000円加算 | 同 | － | 2,156 千円 | 215,600 円 |
| 住居手当 | 借家・借間　最高28,000円 | 同 | － | 924 千円 | 308,000 円 |
| 通勤手当 | 交通機関利用者は最高55,000円<br>交通用具利用者は最高31,600円 | 同 | － | 707 千円 | 64,276 円 |
| 単身赴任手当 | 公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員（距離制限60km以上） | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員<br>一般の宿日直4,200円<br>（5時間以下2,100円） | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として午後10時から午前5時までの間に勤務した職員に支給<br>1時間あたりの給与額×0.25×時間数 | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |
| 管理職手当 | 管理又は監督の地位にある職員に支給 | 同 | － | 426 千円 | 426,000 円 |
| 管理職特別勤務手当 | 臨時又は緊急の必要等により週休日及び休日に勤務した場合、又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給<br>3時間以上　4,000円～7,000円<br>6時間超　6,000円～10,500円<br>週休日等以外の日　2,000～3,500円 | 同 | － | 0 千円 | 0 円 |